



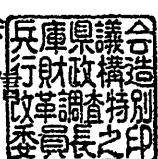
平成29年2月1日

兵庫県議会

議長 藤田 孝夫 様

行財政構造改革調査特別委員会

委員長 山本 敏



## 委員会調査報告書

第332回定例県議会において、当委員会に付議された「県の行財政構造改革に関する調査」について調査を行い、その結果を取りまとめたので、次のとおり報告します。

### I はじめに

本年度は、「第3次行財政構造改革推進方策〔第3次行革プラン〕」の策定から3年目にあたることから、執行機関は「行財政構造改革の推進に関する条例」に基づき、行財政全般にわたる徹底した総点検に着手した。

今回の総点検は、プランの目指す平成30年度の収支均衡達成にあたっての最後の機会となることから、執行機関との議論を尽くすため、平成28年6月、第332回定例県議会において当委員会が設置された。当委員会では、第3次行革プラン策定後の取組状況や今後の課題・検討方向などに係る調査に始まり、続いて昨年12月に示された「最終2カ年行財政構造改革推進方策〔最終2カ年行革プラン〕（第一次案）」の調査を実施した。さらに、県税収の動向や国が公表した平成29年度地方財政対策等に基づき、本年1月に示された今後の収支見通しを踏まえ、議論を行った。

今回策定される最終2カ年行革プランは、平成20年から続く行財政構造改革の総仕上げとなるプランであるとの認識のもと、財政フレームをはじめ、組織、定員・給与、行政施策、公営企業、公社など行財政全般にわたり詳細



に調査を実施した。

調査の過程において、各委員等から出された意見は、観点が共通するものも多々あるが、改革の具体的方策については多岐にわたっている。このため、すべてをここに列挙することはできないが、当委員会における行財政構造改革の推進にあたっての主な意見を集約し、以下のとおり示すものである。

## II 最終2カ年行革プラン（第一次案）に対する意見について

### 1 行財政構造改革の基本的な方向

#### (1) これまでの取組に対する評価

ア 国の動向や経済情勢に関する不確定要素が非常に多く、決して楽観視できる状況ではないものの、財政運営上の目標について、着実に達成へ向かっている点を評価する。

#### (2) 最終2カ年行革プランに対する考え方

ア 行財政構造改革は、平成30年度でしっかりと総括して区切りをつけるとともに、平成31年度以降への助走期間としての方向性を示すプランとすること。

イ 行財政構造改革では財政の数値目標を達成するという「量的な改革」に注目が集まりがちだが、本来求められている、税金の使い道の見直しといった「質的な改革」にもより一層取り組むこと。

ウ 民間の経営感覚及び将来世代への負担先送り回避の視点から取り組むこと。

エ 特別職の給与の抑制は縮小する一方、県民や市民の負担は増えることから、今後、県民、市町に対し、方針について理解が得られるようしっかりと説明すること。

オ 今後の改革、施策展開の双方において、県民が明るい兵庫の未来を明確にイメージできるような方向性を示していくこと。

#### (3) 改革実行にあたっての基本方針・姿勢

ア 平成30年度の財政運営目標達成に向け最大限の努力をするとともに、社会経済情勢や国の動向の変化を注視し、常に見直しに備えること。

イ 平成31年度以降を見据えた改革、時代への変化に対応した行政施策の見直し、新たな施策展開時の優先順位の明示を行うこと。

#### (4) 財政フレーム

- ア 臨時財政対策債（臨財債）等が増え続けていることから、地方財政対策を踏まえ、財政フレームへの的確に反映させるとともに、国に対して強く、地方財政措置の申し入れを行うこと。
- イ 臨財債に依存しない財政運営に配慮すること。
- ウ 資金運用にあたっては、グループファイナンスを活用した効率的な取り組みを行うこと。
- エ 安全で確実な県債管理基金の運用に努めること。

## 2 分野別事項

### (1) 組織

#### a 本庁・地方機関

- ア 班制度については、窓口が一元化され、利便性向上につながっているとの評価を得ているものの、職員一人ひとりが自覚をもって、県民サービスの向上に取り組むことができるよう、より一層効果的な運用を行うこと。

イ 阪神南県民センター・阪神北県民局の統合については、平成25年度の見直しにおける議論の経緯を尊重し、今後の統合に関わる議会への十分な情報提供及び協議を行うこと。

#### b 教育事務所

- ア 地域の課題を把握し、また機動的な対応ができるよう、組織の方を見直すこと。

イ 教職員の定数改善や県施策の効果の浸透等を踏まえ、市町の実情に配慮した上で、支援機能を限りなく縮小する方向で検討を行うこと。

ウ 将来的な廃止を見据え、段階的な縮小を検討すること。

## (2) 職員

### a 定員

ア 定員削減については、今後も、業務量が適切であるかどうかの十分な検証を行うとともに、技術の継承を踏まえた後継者育成等により県民サービスを維持できるよう、より万全な対策を進めること。

イ 再任用制度の充実を図るとともに、中長期的な視点からキャリア育成や民間人材の活用などを戦略的に推進すること。

### b 給与

ア 優秀な人材を確保し、職員のモチベーションを維持するため、収支均衡が果たされた時点で、給与抑制措置の解消を行うこと。

✓ イ 一方、即時の給与抑制措置の解消を求める意見もあった。

### c 多様な働き方の推進

ア このたび新設された職員の介護時間の最大取得期間を今後、取得者の状況に応じてさらに5年、10年とするなど、見直しを検討していくこと。

✓ イ ワーク・ライフ・バランスを推奨している観点からも、長時間労働の是正を図ること。

## (3) 行政施策

### a 事務事業

(全般)

ア 一般事業費については、平成30年度まで毎年度10%削減、うち5%相当額は新規事業に活用することとしているが、最終2カ年行革プランでは、地域創生戦略の考え方方に沿って、地域創生の実現に欠かせない新規事業はビルトした上で、長年実施し、社会経済情勢の変化等により必要性が低くなった事業等をスクラップしていくという基本姿勢で取り組むこと。

### (業務改善)

- ア 近年、行政に対する県民からのニーズは増えていることから、職員の適切な労働時間の管理とともに、まずは事業の見直しや業務の効率化、事務改善といった業務量の一層の縮減に取り組むこと。
- イ P D C A サイクルの有効化のため、計画を数多く策定するのではなく、シンプルなものに特化すること。また、県独自のモニタリング調査を実施するなど直近データに基づく施策立案を行うこと。
- ### (市町との負担割合の変更)
- ア 基礎的自治体としての市町と、広域自治体としての県との本来あるべき役割分担を踏まえ、市町の自立を促していく基本的な方向性は評価する。
- イ 市町へ移譲する事務や市町の負担割合が増える事業については、理解が得られるよう丁寧に説明を行うとともに、政策協議の場等での十分な協議・調整や、市町の財政状況等にも考慮した対策を講じるなどの十分な配慮を行うこと。
- ウ 県からの補助を市町の特別交付税に振り替える事業については、必要となる特別交付税額が確実に市町に措置されるよう配慮すること。
- エ 県と市町で重複している「高齢者大学事業」に代表される二重行政の見直し等を、絶えず行っていくこと。
- オ 一方、今回の負担割合の見直しにより、財政力の弱い市町への負担が増加することから、中止を求める意見もあった。

### (個別事業)

- ① 私立学校経常費補助・私立高等学校等生徒授業料軽減補助
- ア 経常費補助は家庭が直接恩恵を受けるものではないため、授業料軽減補助を重視するとともに、総額についても、経済格差が広がる中、子ども達の学びの場の確保のため、選択する分野として力を注ぐこと。
- ② 老人医療費助成事業の廃止と高齢期移行助成事業（仮称）の創設
- ア 第一次案で、現行制度の対象者（65～69歳）に関し、市町からの事務面の課題に関する意見を踏まえ、経過措置を設けたことについては

評価する。

- イ このたびの見直しは、新たな行政課題に対応した施策を展開し、県民の福祉向上につなげていくという目的であることについて、県民への十分な周知に努めること。
- ウ 元気な働く高齢者の増加に伴い、福祉の受け手から福祉の担い手となるよう、自立を促す対策を講じるとともに、拡大生産年齢人口の考え方を提案する地域創生戦略の方向性との整理を行うこと。
- エ 経過措置終了後も対象から外れた低所得者の負担増にならないよう、環境整備を行うとともに、健康増進対策なども実施すること。
- オ 老老介護の課題もある中、介護困難者を抱える家庭への支援策や、地域でともに支え合う体制整備への支援策を、市町や関係団体等と連携して早急に実施すること。
- カ 一方、産業立地促進補助事業などの補助金制度を見直し、老人医療費助成制度の継続・拡充を求める意見もあった。

③ 民間社会福祉施設運営支援事業

- ア 保育士の離職防止と合わせて、保育資格者の就職に向けたインセンティブ施策の導入も検討すること。

④ 山腹崩壊対策事業

- ア これまで県で担ってきた公益性の高い事業が中心であるという経緯に加え、市町の財政も厳しいことから、今後も市町の財政状況を考慮した支援を考えるなど、理解が得られるよう丁寧に説明すること。

⑤ 但馬空港の管理・運営

- ア 羽田直行便の実現を存続の取組の中心として考えるのではなく、新たな路線開拓の検討や定期便就航にこだわらない利活用を行うこと。また、道路整備が進み、飛行機の時間的な優位性がほとんどないと見える状況の中、現実的な認識に沿って、抜本的な見直しを行い、実のある地域振興に取り組むこと。

## b 投資事業

### (全般)

- ア 社会基盤の整備にあたっては、短期的・場当たり的な対応ではなく、「未来への投資」という中長期的視点から、財政の健全性を意識した上で、有利な財源を柔軟に活用しつつ、明日の兵庫を支える県土づくりのための社会基盤整備を推進すること。
- イ 道路や河川施設等が持つ本来の機能の健全な保持のためには、平素の維持管理が必要不可欠であるため、土木インフラをはじめとした公共施設等の老朽化対策の着実な推進と適正な維持管理に向け、必要な事業費を確保すること。
- ウ なお、県外企業が大半を受注する大型公共工事から、地域循環型の公共工事に転換し、地域産業の基盤ともなっている建設業者の健全な育成を推進するなど、地域の産業や企業を支援し、伸ばすべきという意見もあった。
- ## c 公的施設
- ### (全般)
- ア 施設総量の適正化や財政負担の軽減・平準化を図る老朽化対策を推進するため、県公共施設等総合管理計画や固定資産台帳を活用した一元的な管理を行うこと。
- イ 限られた財源・人材で、県民にサービスを提供するため、どのような運営が最適かを客観的に判断できる体制を構築すること。また、適切な運営を行うため、ファシリティマネジメントに引き続き取り組むこと。
- ウ なお、公共施設は地域の賑わい創出や、地域コミュニティの核となってきた側面もあるため、今以上の統廃合や機能低下は、認められないとする意見もあった。
- ### (指定管理者制度)
- ア 公募であっても応募団体が1団体しかない事例もあり、制度を導入する対象施設の検討のほか、指定管理者制度の本来の導入目的である

競争原理や民間のノウハウを活用するといった利点が十分に發揮出来ているのか検証を行うとともに、公募期間の延長など、民間企業のさらなる参入を促す方法を検討すること。

イ 公募により選ばれた企業体に長期運営権を売却することで逆に自治体が収益を得ることができるパークマネジメント事業を用いた指定管理の手法の導入を検討すること。

#### (4) 公営企業

##### a 企業庁

ア さらなる経営の健全化を図るための新たな民間ノウハウの活用方針の検討を引き続き行い、十分な危機意識を持って平成32年度末に分譲進捗率90%を確実に達成すること。

イ 地域整備事業については、阪神・播磨・淡路の地域ごとの評価ではなく、プロジェクトごとの評価を実施すること。

✓ ウ 進度調整地についても時価評価を行うこと。

エ 人口減少に合わせた効率的な県内水道事業の統合を行うこと。

オ 一般会計と企業会計との貸借関係の整理は構造改革の一環として重要な取り組みであり、県民の理解を得るべく、早急に清算に向けた行程、道筋をつけること。

##### b 病院局

ア 経営の効率化にあたっては、内部人材の養成を着実に図るとともに、外部からの登用を含め、経営感覚に富む人材を責任のある役職に登用すること。

イ 新病院の建設ラッシュは、今後の県財政を圧迫するのではないかという懸念があることから、新設計画の平準化を図るとともに、老朽化対策による建替えラッシュも回避すること。

ウ 医療機器等の一括納入や一括修繕等については、さらに改善を検討するとともに、事務用品や電化製品等も加え、着実に経営改善に向けた取組を進めること。

✓ エ なお、議会や住民からのチェック機能が後退し、サービス後退を招きかねない県立病院の独立行政法人化は進めるべきではないこと、また病院の統廃合の際は丁寧な住民説明会を行い、住民合意を得るなど慎重に行うべきとの意見もあった。

#### (5) 公立大学法人兵庫県立大学

ア 理事長選任にあたっては、求められる資質を予め明確にしたうえで選定作業を進めること。

#### (6) 公社等

##### (全般)

ア 社会情勢等の変化を踏まえ、存続ありきでない幅広い観点からの検討を行うとともに、『その公社がなければ、県民にどのような不利益を与えるのか』という視点から公社のあり方を検証すること。  
イ 検討すべき項目については、結論を出す時期や検討をする主体を早急に明らかにすること。

##### (兵庫県土地開発公社・兵庫県道路公社・兵庫県住宅供給公社)

ア 土地開発公社、道路公社、住宅供給公社の3公社については、存在意義の希薄化等の理由から、他の機関や方法での代替が可能か検討の余地があるため、今後のあり方については、縮小していく方向で検討し、早期解散して機能を他で代替する場合と存続の場合の比較などの分析を行いつつ、将来的には解散も視野に入れた視点での検討を引き続き行うこと。

イ なお、時代の趨勢を踏まえ、住宅供給公社で実施している事業は全面的に民間にまかせるなどにより、公社の整理統合を早期に進めるべきとの意見もあった。

##### ((公社)兵庫みどり公社)

ア 兵庫みどり公社の新たな取組である、各市町、農業団体等と一体となった地域の農業経営を継承する後継者の確保・育成を強化する事業

については、地域農業の活性化につながるよう、実効性のあるものにすること。

(新西宮ヨットハーバー(株)、(公財)兵庫丹波の森協会)

ア 新西宮ヨットハーバー(株)と(公財)兵庫丹波の森協会については、「あり方を検討する」という表現にとどまっているが、この段階において、結論の先送りを行わないこと。

((公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構)

ア 機構については阪神・淡路大震災を経験した我が県ならではの防災・減災対策の拠点としての意義や実績は評価できる。ただし、機構が存在しない場合における県民の不利益や、機構があえてその機能を担うことの必要性については検証が必要と考える。このため、今後のあり方の検討の際には、今まで機構が蓄積したノウハウなどは県立大学の機能充実等に活用し、運営については、資金、人材などをより幅広く集められる関西広域連合等の大きな母体に移管するなど、他の機関、方法で代替できないかの観点を踏まえ、早期に検討すること。

(7) 長期保有土地

ア 地元市町との利活用方策の検討や民間売却の推進等による処理を進め、将来的な財政負担を少しでも軽減すること。

✓ イ これまでの保有コストや今後の見通しなどについて、県民に明らかにすること。

(8) 新たな施策展開

a ポスト行革

ア 行革の果実を活かした新たな行政課題に対応した施策を展開し、県民の福祉向上につなげるとともに、県民に未来の兵庫のあり方を示すためにも、早急にポスト行革の新たな視点による施策を明確にすること。

b 県政150周年記念事業

- ア 「どこよりも夢叶う兵庫」を目指し、かつて行革プランの成果として、現在の「ふるさと創生推進事業」となる「地域の夢推進事業」を創設したごとく、県だけではなく、市町も含めた地域創生を加速させるような新たな事業を創設すること。
- イ 投資事業など財政フレームの枠内で行うことをプランの中で明確にするとともに、県民の理解が得られる取組とすること。

(9) 平成31年度以降の行革

- ア 震災復興で悪化した財政の改善と行財政基盤の再建に取り組んだ行革は、平成30年度でしっかりと総括して、区切りをつけ、課題を先送りにしないこと。
- イ 財政指標を考慮すると、平成31年度以降も不断の改革は不可欠な見込みであるが、平成31年度以降の改革については、改めて検討すること。
- ウ 収支均衡を持続させ、新たな行政サービスの提供や財政の健全化を実現すること。
- エ 新たな改革を進めるにあたっては市町や県民に過度の負担を負わせることのないよう、配慮すること。
- オ 一方、平成31年度以降、県民サービスの低下を招く行革を行いうべきでないという意見もあった。

### III 今後の収支見通しに基づく意見について

財政フレームを含む第二次案は、地方財政対策の詳細等を踏まえ、平成29年度当初予算編成作業を経た上で、慎重に策定する必要があることから、執行機関による提示が見送られた。そこでこれに代わり、現段階における今後の収支見通しについて調査を行った。これまでの調査も踏まえた主な意見を集約すると以下のとおりである。

#### 1 行財政構造改革の基本的な方向

##### (1) 最終2カ年行革プランに対する考え方

ア 行革は、これから迎える最終盤が、まさに最大の正念場という認識の下、「今後の収支見通し」を踏まえた、最終案の検討においても、行革は、平成30年度でしっかりと総括して、区切りをつけること、また、この最終2カ年を平成31年度以降のポスト行革に向けた助走期間として位置づけ、新たな視点による施策の方向性を示すこと、そして、行革を行うきっかけとなり、今なお約4,800億円も残る震災関連県債の償還に関しては、平成31年度以降の取組にも大きく影響することから、しっかりと方向性を示すことなどの方向性を大前提として進めること。

##### (2) 財政フレーム

ア 平成30年度の財政運営目標達成に向けて、平成29年度地方財政対策の詳細、「中長期の経済財政に関する試算」等を踏まえた財政収支見通しを速やかに作成の上、最終案の財政フレームへ的確に反映すること。

イ 国に対し、外国為替の動向により大きく税収が変動する地方消費税貨物割を減収補填債の対象税目とすることや、充当可能な投資事業に対しての起債の確実な許可に向けて働きかけを行うこと。また、社会経済状況や国の動向の変化を一層注視しつつ、状況変化に関する情報を議会と十分に共有し、緊密な連携のもと対応策を協議していくこと。

ウ 増税が見送られてきた消費税については、高齢化が進展し財源不足がますます明確となる中、社会保障と税の一体改革が本来の目的を達成できるよう、確実な実施を国に求めていくこと。

エ 当初予算の範囲内で事業執行を行い、県債の追加発行はできるだけ回避すること。

## 2 分野別事項

### (1) 行政施策

#### a 事務事業

(地域でともに支え合う体制整備の推進)

ア 在宅介護サービスとのバランスを図り、需要に応じた特別養護老人ホームの計画的な整備を推進するとともに、24時間定期巡回・随時対応サービスが県内全域で利用できるよう未実施市町の解消や、事業所はあるものの計画数に達していない市町について、事業への参入を促すために人材確保を支援し、実施事業所の拡大を図るといった、積極的な対応を行うこと。

#### b 投資事業・公的施設

ア 新たに創設される「公共施設等適正管理推進事業債（仮称）」なども活用しながら、必要な事業費を確保して、公共施設等の老朽化対策などに確実、効果的に取り組むこと。

### (2) 公社等

#### (全般)

ア 3公社を含めた外郭団体の整理統合については、公務員の再就職の問題にも留意しつつ取り組むこと。

((公財) ひょうご震災記念21世紀研究機構)

ア 関西広域連合等との関係強化、連携強化にとどまらず、機構の今後のあり方の検討を行っていくこと。

#### IV おわりに

阪神・淡路大震災からの創造的復興の過程で悪化した財政を立て直すため、平成 17 年度に議員提案により成立した「県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」の趣旨に鑑み、執行機関の提案による「行財政構造改革の推進に関する条例」が平成 20 年度から施行された。これは平成 30 年度を収支均衡達成の目標年度として、毎年度の決算審査にあわせ、推進方策の実施状況の報告等を行うとともに、3 年ごとに、社会経済情勢や国の政策の動向、県の財政状況等を勘案の上、その都度総点検を行うことで、行財政全般における改革に全力で取り組んできた。

今般、平成 30 年度の財政運営目標の達成に向けた対策や構造改革実施後の目指すべき施策の方向性、平成 31 年度以降の行財政改革のあり方について、まず企画部会案が取りまとめられた。これに対して、県議会や市町、関係団体などの意見を踏まえ、一部修正を行った最終 2 力年行革プラン(第一次案)が改めて取りまとめられた。

当委員会からは、平成 30 年度に向け、着実にプランの目標達成を図ることや、プランの内容を県民や市町・団体等に丁寧に説明すること、引き続き国に対し財政措置を強く求めていくことなどを基本として、種々の提案を行ってきた。また、組織や事務事業、投資事業、公社など各分野についても、多岐にわたる指摘を行った。

そして、今回の見直しにおいては第一次案に対する意見を踏まえた第二次案の提示が行われなかつたが、平成 20 年からの 11 力年計画で、収支不足額を 28 年度には 320 億円、29 年度には 170 億円にまで減少させ、30 年度には収支均衡を図るという財政フレームの範囲内に収まる見込みであるとの説明を受けた。

一方、阪神・淡路大震災後に発生した東日本大震災においては、新たな復興税なる課税をもとに、復旧・復興ともに国費投入が広汎に行われている中、阪神・淡路大震災関連県債の償還にどれだけ費やしていくかなければならないのか、との懸念が未だにぬぐえない。また、国の財政見通しでは、かつて「社会保障と税の一体改革」で消費税率の見直しが決められていながら、幾度か 8 % から 10 % への税率アップが見送られ、平成 31 年度以降の社会基盤整備

にかかる財源等も不安視される昨今である。国への要望とともに、県自らも不断の改革を進めていかなくてはならない。

そのためにはさらなる「選択と集中」に努め、子どもを産み、育てやすい環境づくりや、若者の県内移住・定住促進、南海トラフ巨大地震対策の計画的な推進など、ポスト行革へ、そして「夢叶う兵庫」実現に向けて県政推進がなされるよう、最終2カ年行革プランの完遂を願うとともに、平成31年度以降の財政指標の健全化へ向けた取組を通し、持続可能な行財政構造を確立させることを求める。

別記1

調査の経過

- 平成28年6月10日 正副委員長互選、運営要領協議
- 平成28年8月1日 第3次行革プラン3年目の総点検における課題と検討方向についての説明
- 平成28年8月17日 平成27年度の決算についての説明及び第3次行革プラン3年目の総点検における課題と検討方向についての質疑応答
- 平成28年9月12日 平成27年度における行財政構造改革推進方策の実施状況についての調査
- 平成28年9月20日 第3次行革プラン3年目の総点検における課題と検討方向に対する各会派の意見の表明
- 平成28年12月14日 執行機関による最終2カ年行革プラン（第一次案）の提出及び説明
- 平成28年12月19日 最終2カ年行革プラン（第一次案）についての質疑応答
- 平成28年12月26日 最終2カ年行革プラン（第一次案）に対する各会派の意見の表明
- 平成29年1月23日 執行機関による今後の収支の見通しについての説明及び質疑応答
- 平成29年1月30日 今後の収支見通しに対する各会派の意見の表明

別記2

行財政構造改革調査特別委員会委員名簿（平成28年6月10日）

委員長 山本 敏信

副委員長 岸本 かずなお

理事 黒川 治

" 加田 裕之

" 谷井 いさお

" 上野 英一

" 高橋 みつひろ

委員 春名 哲夫

" 小西 隆紀

" 内藤 兵衛

" 越田 謙治郎

" 原 テツアキ

委員外議員 入江 次郎

